



基安安発 0131 第 6 号

令和 2 年 1 月 31 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の留意事項  
について（要請）

今般、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 4 号「「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について」により、平成 6 年 7 月 18 日付け基発 461 号の 3「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改正したことを踏まえ、今般、新たに、別添のとおり「「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の留意事項」を定めることとしましたので、ご了知の上、傘下の関係者等に周知いただきますようお願いいたします。

